

作成日 2023/04/01

本SDSは「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」(JIS Z 7253:2019)7.1全体構成に示される16の項目について記したものです。

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 FAテスト EIA-甲殻類Ⅱ  
製品コード 08624  
供給者の会社名称 島津ダイアグノスティクス株式会社  
住所 東京都台東区上野3丁目24番6号  
上野フロンティアタワー20階  
担当部門 信頼性保証部  
電話番号 03-5846-5613  
FAX番号 03-5846-5619  
電子メールアドレス yakuji@sdc.shimadzu.co.jp  
緊急連絡電話番号 03-5846-5613

#### 試薬の構成と安全性データの分類(ページ番号)

	分類	ページ
抗体固相化プレート	B	7
標準品(50ng/mL)	B	7
検体希釈液	B	7
酵素標識抗体液	B	7
酵素基質液	B	7
反応停止液(1N硫酸)	A	1
洗浄液(10倍濃縮液)	B	7

第2項～第15項につきましては、それぞれの分類(AまたはB)に該当するページの情報をご参照ください。

### 16. その他の情報

#### 連絡先

島津ダイアグノスティクス株式会社 信頼性保証部

TEL: 03-5846-5613

FAX: 03-5846-5619

電子メールアドレス: yakuji@sdc.shimadzu.co.jp

#### その他

組成及び成分情報に記載している濃度又は濃度範囲は製造時の配合量を元に算出した一例であり、製品中の濃度を保証するものではありません。また、端数処理により合計値が100%とならない場合があります。

記載内容は日本国内で適用される法令に従い、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものでもありません。

また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用ください。


当該製品に関する全般的な注意、使用上または取扱い上の注意あるいは廃棄上の注意等に関しては、ラベルや説明文書等をよく読んでからご使用ください。

### 試液分類Aに関する安全データシート

### 2. 危険有害性の要約

#### 化学品のGHS分類

GHSラベル要素

健康有害性	<p>急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分2                  皮膚腐食性/刺激性 区分1                  眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1                  特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(呼吸器系)</p> <p>特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器系)</p>
環境有害性	<p>水生環境有害性 長期(慢性) 区分2                  上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。</p>
絵表示	
注意喚起語 危険有害性情報	<p>危険                  H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷                  H330 吸入すると生命に危険                  H371 呼吸器系の障害のおそれ                  H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系の障害のおそれ                  H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性</p>
注意書き 安全対策	<p>粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)                  取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)                  この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)                  屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)                  環境への放出を避けること。(P273)                  保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)                  呼吸用保護具を着用すること。(P284)</p>
応急措置	<p>飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)                  皮膚又は髪に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)                  吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)                  眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)                  ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。(P308+P311)                  直ちに医師に連絡すること。(P310)                  気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)                  特別な処置が緊急に必要である。(P320)                  特別な処置が必要である。(P321)                  汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)</p>
保管	<p>漏出物を回収すること。(P391)                  換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)</p>

廃棄 施錠して保管すること。(P405)  
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

## 3. 組成及び成分情報

## 化学物質・混合物の区別

## 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
硫酸	5.0%	H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub>	(1)-430	既存	7664-93-9
水	95%	H <sub>2</sub> O	不明	不明	7732-18-5

## 4. 応急措置

## 吸入した場合

直ちに医師に連絡すること。  
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

## 皮膚に付着した場合

特別な治療が緊急に必要である。  
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。  
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

## 眼に入った場合

直ちに医師に連絡すること。  
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

## 飲み込んだ場合

口をすすぐこと。  
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

## 5. 火災時の措置

## 適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。  
粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。  
情報なし  
燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。  
消火作業は、風上から行う。  
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

使ってはならない消火剤  
火災時の特有の危険有害性  
特有の消火方法

関係者以外は安全な場所に退去させる。  
呼吸用保護具を着用すること。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

呼吸用保護具を着用すること。

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。  
必要に応じた換気を確保する。



動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配		データなし
係数		
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		データなし
化学的安定性		推奨保管条件下で安定
危険有害反応可能性		通常の処理ではなし
避けるべき条件		高温と直射日光
混触危険物質		アルカリ性物質
危険有害な分解生成物		硫酸化物 (SO <sub>x</sub> )
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が42800mg/kgのため区分に該当しないとした。
	経皮	データ不足のため分類できない。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が0.347mg/lのため区分2とした。 区分1の成分合計が5%のため、区分1とした。 眼区分1の成分合計が5%のため、区分1とした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		
眼に対する重篤な損傷性		
／眼刺激性		
呼吸器感受性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
皮膚感受性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
生殖細胞変異原性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
発がん性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
生殖毒性		(生殖毒性) 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		区分1(呼吸器系)の成分が5%のため、区分2(呼吸器系)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分1(呼吸器系)の成分が5%のため、区分2(呼吸器系)とした。
誤えん有害性		動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が5%のため、区分に該当しないとした。
水生環境有害性 長期(慢性)		(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が50%のため、区分2とした。
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壌中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意  
 残余廃棄物

各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

汚染容器及び包装

各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意  
 国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	2796
Proper Shipping Class	硫酸 8
Packing Group	Ⅱ
Marine Pollutant	Not applicable
Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable

国内規制

航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
UN No.	2796
Proper Shipping Class	硫酸 8
Packing Group	Ⅱ
陸上規制	非該当
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2796
品名	硫酸
クラス	8
容器等級	Ⅱ
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書Ⅱ及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2796
品名	硫酸
クラス	8
等級	Ⅱ
緊急時応急措置指針番号	157

15. 適用法令  
 労働安全衛生法

特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

毒物及び劇物取締法	硫酸(政令番号:613)(1%-10%)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)
水質汚濁防止法	歯科健康診断対象物質(法第66条第3項、施行令第22条第3項)
大気汚染防止法	非該当
海洋汚染防止法	非該当
外国為替及び外国貿易法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
船舶安全法	特定物質(法第17条第1項、施行令第10条)
航空法	有害でない物質(施行令別表第1の2)
港則法	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
労働基準法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
	その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報  
連絡先

島津ダイアグノスティクス株式会社 信頼性保証部

TEL:03-5846-5613

FAX:03-5846-5619

電子メールアドレス:yakuji@sdc.shimadzu.co.jp

その他

組成及び成分情報に記載している濃度又は濃度範囲は製造時の配合量を元に算出した一例であり、製品中の濃度を保証するものではありません。また、端数処理により合計値が100%とならない場合があります。

記載内容は日本国内で適用される法令に従い、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものでもありません。

また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用ください。

当該製品に関する全般的な注意、使用上または取扱い上の注意あるいは廃棄上の注意等に関しては、ラベルや説明文書等をよく読んでからご使用ください。

**試液分類Bに関する安全データシート**

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
物質(その他)	100%	—	—	—	—

4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合	皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置  
適切な消火剤

使ってはならない消火剤 火災時の特有の危険有害性 特有の消火方法	周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。 粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。 情報なし 燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。 消火作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材	漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。 少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。 多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。
二次災害の防止策	付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。 漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意  
取扱い

技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保管	『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置  
設備対策

蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。  
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。



保護具	呼吸用保護具	必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。
	手の保護具	必要に応じて、適切な保護手袋を着用すること。
	眼、顔面の保護具	必要に応じて、適切な眼の保護具を着用すること。
	皮膚及び身体の保	必要に応じて、適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	液体
色	データなし
臭い	データなし
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点 範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 下限 界／可燃限界	データなし
	上限
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	7
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配 係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	情報なし
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	情報なし

11. 有害性情報

急性毒性	経口	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
	経皮	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
呼吸器感作性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
皮膚感作性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。

生殖細胞変異原性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
発がん性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
生殖毒性		(生殖毒性) 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
誤えん有害性		粘粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
水生環境有害性 長期(慢性)		毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壌中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
汚染容器及び包装		内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	非該当 Not applicable Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質	非該当 非該当 非該当 非該当

	MARPOL 73/78 附属書Ⅱ 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	非該当
緊急時応急措置指針番号		なし
15. 適用法令		
労働安全衛生法	腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 歯科健康診断対象物質(法第66条第3項、施行令第22条第3項)	
毒物及び劇物取締法	非該当	
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	非該当	
化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)	
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)	
大気汚染防止法	有害物質(法第2条第1項第3号、施行令第1条) 特定物質(法第17条第1項、施行令第10条)	
海洋汚染防止法	有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類同等の物質)(環境省告示第148号第3号)	
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項	
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)	
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)	
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)	
農薬取締法	特定農薬(法第3条第1項、平成15年3月4日告示第1号)	